

# 障害福祉サービス



社会福祉法人 ロザリオの聖母会  
障がい者の就労促進事業所 みんなの家  
所長 辻内 理章

## この講義のねらい

- 「障害者総合支援法」により受けられる各サービスの内容を理解する。
- 障害者・児をとりまく制度について理解する。
- 障害者・児が受けられる権利を理解する。

※障害者総合支援法の正式名称は

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といいます。

# 障害福祉サービスの体系

(介護給付費・訓練等給付費・地域生活支援事業)

## 障害福祉サービス

個々の障害支援区分や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、**個人に給付(支給決定)**が行われる。

国と地方公共団体が義務的に費用を負担する自立支援給付で、障害の種別にかかわらず**全国一律の共通した枠組み**によりサービスが提供される。

### 【介護給付費】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護(医療に係るものを除く)、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援

### 【訓練等給付費】

自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

## 地域生活支援事業

市町村が地域の実情や利用者の状況に応じて直営や委託等、柔軟な形態で実施することとされている事業。

障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援、移動支援、意思疎通支援、日常生活用具の給付、地域活動支援センター 等

※**複数の利用者**への対応も可能⇒例:グループ支援型の移動支援等

## 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

### 1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ  
＜職種間配分ルールの統一、月額賃金改善に関する要件の見直し 等＞
- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設  
＜地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月＞
- 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価(生活介護・施設・グループホーム等)  
＜基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合 360単位/日、集中的支援加算(I)【新設】1000単位/月 等＞
- 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化(施設等)  
＜障害者支援施設等感染対策向上加算(I)【新設】10単位/月 等＞
- 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し(全サービス共通)  
＜虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算 等＞
- 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し  
＜栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長＞
- 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額(食費・光熱水費)の見直し  
＜基準費用額 54,000円 ⇒ 55,500円＞
- 障害福祉現場の業務効率化(全サービス共通)  
＜管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化 等＞

出典 厚生労働省 こども家庭庁  
令和6年2月6日障害福祉サービス  
等報酬改定検討チーム 一部改変  
※資料抜粋

## 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

### 2 訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援)

- ・ 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価  
＜特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加＞
- ・ 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加  
＜入院中の重度訪問介護利用の対象 区分6 ⇒ 区分4以上＞
- ・ 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し  
＜居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加 等＞

### 3 日中活動系サービス(生活介護・短期入所)

- ・ 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入  
＜生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた 個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける＞
- ・ 医療的ケアが必要な者へ対応の評価(生活介護・施設・短期入所)  
＜人員配置体制加算(Ⅰ)利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日 等＞
- ・ 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価  
＜緊急短期入所受入加算(Ⅰ)180単位 ⇒ 270単位 等＞
- ・ 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受け入れを促進  
＜医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等＞

出典 厚生労働省 こども家庭庁  
令和6年2月6日障害福祉サービス  
等報酬改定検討チーム 一部改変  
※資料抜粋

## 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

### 4 施設系・居住支援系サービス(施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助)

- ・ 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学地域活動への参加等を評価  
＜意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5単位/日、地域移行促進加算(Ⅱ)【新設】60単位/日等＞
- ・ 施設における10人規模の利用定員の設定  
＜基本報酬で対応。生活介護も同様の対応＞
- ・ 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設  
＜地域移行支援体制加算【新設】＞
- ・ グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価  
＜自立生活支援加算(Ⅰ)【新設】1000単位/月 等＞
- ・ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し  
＜グループホームの基本報酬の見直し＞
- ・ グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ  
＜運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化＞

出典 厚生労働省 こども家庭庁  
令和6年2月6日障害福祉サービス  
等報酬改定検討チーム 一部改変  
※資料抜粋

## 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

### 7 相談系サービス(計画相談支援・障害児相談支援)

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実  
＜計画相談支援の基本報酬の見直し＞
- 地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価  
＜主任相談支援専門員配置加算 100単位/月・主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ) 300単位/月・100単位/月＞
- 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充  
＜医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月 ⇒ 150～300単位/月 等＞

### 8 障害児支援(児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)

- 児童発達支援センター等における中核機能を評価  
＜中核機能強化加算【新設】22単位～155単位/日・中核機能強化事業所加算【新設】75単位～187単位/日＞
- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進  
＜総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定 等＞
- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入  
＜児発・放デイの基本報酬の見直し 〉
- 支援ニーズの高い児への支援の評価を充実  
＜入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位強度行動障害児支援加算 155単位/日、200又は250単位/日 等＞

出典 厚生労働省 こども家庭庁  
令和6年2月6日障害福祉サービス  
等報酬改定検討チーム 一部改変  
※資料抜粋

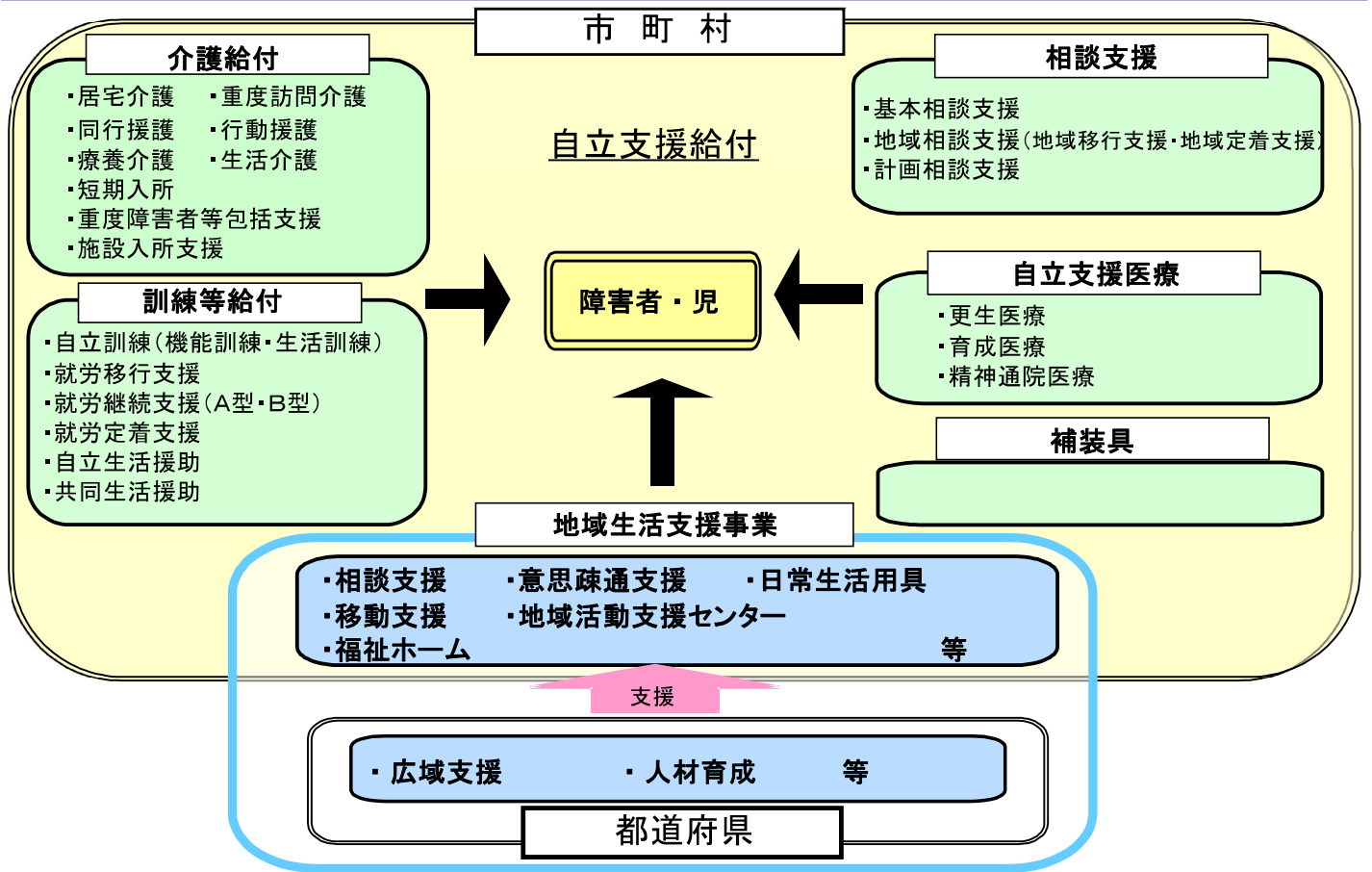
## 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

### 8 障害児支援(児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)

- 家族支援の評価を充実  
＜事業所内相談支援加算 80単位/月1回 ⇒ 家族支援加算 80単位/月4回(オンライン60単位)延長支援加算の見直し 等＞
- インクルージョン推進の取組への評価を充実(保育所等訪問支援の充実 等)  
＜訪問支援員特別加算 679単位/日 ⇒ 700又は850単位/日＞
- 障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実  
＜小規模グループケア加算 240単位/日 ⇒ 186～320単位/日 サテライト型 +308単位/日 ⇒+378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定 等

出典 厚生労働省 こども家庭庁  
令和6年2月6日障害福祉サービス  
等報酬改定検討チーム 一部改変  
※資料抜粋

# 障害者総合支援法の給付・事業



## 障害福祉サービス等の体系(介護給付・訓練等給付)

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数	
訪問系 介護給付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	199,021	21,707	
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であつて常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	12,221	7,518	
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	26,292	5,748	
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	13,149	2,021	
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	45	10	
	日中活動系施設系 訓練等給付	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	46,458	5,305
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う	20,970	258
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を 提供する	298,461	12,348
施設入所支援		施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	124,463	2,560	
居住支援系 訓練等給付	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う	1,271	290	
	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	167,465	12,318	
訓練系・就労系 訓練等給付	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,177	189	
	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	14,155	1,310	
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	35,543	2,989	
	就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに能力等の向上のために必要な訓練を行う	82,990	4,368	
	就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに能力等の向上のために必要な訓練を行う	322,414	16,003	
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	15,220	1,533	

(注) 1.表 ①は「障害者」、②は「障害児」でそれぞれ利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設事業所数は、令和4年12月サービス提供分(国保連データ)



# 障害福祉サービス等の体系(障害児支援、相談支援に係る給付)

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援	163,847	10,864
		医療型児童発達支援	1,666	87
		放課後等デイサービス	311,372	19,556
訪問系	障害児支援に係る給付	居宅訪問型児童発達支援	338	117
		保育所等訪問支援	15,613	1,534
入所系	障害児支援に係る給付	福祉型障害児入所施設	1,327	180
		医療型障害児入所施設	1,741	198
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援	232,366	9,823
		障害児相談支援	80,023	6,130
		地域移行支援	587	318
		地域定着支援	4,043	553

※ 障害児支援は、個別に利用の要否を判断(支援区分を認定する仕組みとなっており) ※ 相談支援は、支援区分により利用の要否を判断(支援区分を利用要件としていない)  
 (注) 1.表中の(●)は障害児(児)で(○)は障害児以外で利用できるサービスマークを付している。 2.利用者数及び施設事業所数は令和4年12月サービス提供分(国保連データ)

## 計画相談支援

○ **対象者**(平成27年度からは障害福祉サービス等を利用するすべての障害者等が対象となった。)

- 障害福祉サービスの申請・変更申請に係る障害者・障害児(の保護者)
- 地域相談支援の申請・変更申請に係る障害者

○ **サービス内容**

- 【サービス利用支援】
- 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定の前にサービス等利用計画案を作成
  - 支給決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成
- 【継続サービス利用支援】
- 障害福祉サービス等の利用状況等の検証(モニタリング)
  - サービス事業者等との連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨

○ **主な人員配置**

- 相談支援専門員
- ※ 35件に1人を標準

○ **報酬単価(基本報酬)(令和3年4月～)**

機能強化型サービス利用支援費 (I)	1,864単位/月	機能強化型継続サービス利用支援費 (I)	1,613単位/月
機能強化型サービス利用支援費 (II)	1,764単位/月	機能強化型継続サービス利用支援費 (II)	1,513単位/月
機能強化型サービス利用支援費 (III)	1,672単位/月	機能強化型継続サービス利用支援費 (III)	1,410単位/月
機能強化型サービス利用支援費 (IV)	1,622単位/月	機能強化型継続サービス利用支援費 (IV)	1,360単位/月
サービス利用支援費 (I)	1,522単位/月 (II) 732単位/月		
継続サービス利用支援費 (I)	1,260単位/月 (II) 606単位/月		

注) (継続)サービス利用支援費(I)については、利用者が40未満の部分について算定。(継続)サービス利用支援費(II)については、40以上の部分について算定

○ **主な加算(令和3年4月～)**

**初回加算(300単位)**  
 計画相談支援対象障害者等に対して、新規にサービス等利用計画を作成した場合等にサービス利用支援費を算定する際、初期の手厚い面接や連絡調整等を評価  
 ※サービスの利用申請から支給決定、サービスの利用開始までの期間内に一定の要件を満たす相談支援を提供した場合、当該支援を提供した月数分を更に重ねて評価(契約日からサービス等利用計画案の交付までが3ヶ月を超え、その日以後、3回を限度)

**集中支援加算(①～③について各300単位/月)**  
 計画策定月及びモニタリング対象月以外において、地域生活を支援するための相談支援の提供を評価  
 ①月2回以上の居宅等への訪問による面接(訪問)  
 ②サービス担当者会議の開催(会議開催)  
 ③関係機関が開催する会議への参加(会議参加)

**居宅介護支援事業所等連携加算(①100単位、②③各300単位/月)**  
 障害福祉サービス等の利用終了に伴い、相談支援の提供を終了する利用者を指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、企業又は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐに当たって、支援の利用終了前後に以下の業務を行った場合を評価  
 ①利用者の心身の状況等に関する情報提供 ②訪問 ③会議参加

**高い質や専門性を有する相談支援を提供する体制の確保を評価**  
 ・主任相談支援専門員配置加算(100単位/月)  
 ・行動障害支援体制加算(35単位/月)  
 ・要医療児者支援体制加算(35単位/月)  
 ・精神障害者支援体制加算(35単位/月)  
 ・ピアサポート体制加算(100単位/月)

○ **請求事業所数** 9,823(国保連令和4年12月実績)

○ **利用者数** 232,366(国保連令和4年12月実績)

## ①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、基本報酬を引き上げ
- ※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談

報酬区分	相談支援専門員数	現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

- ※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ
- ※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加  
「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

- 主任相談支援専門員加算  
地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	(新) 300単位 (中核的な役割を担う相談支援事業所の場合) 100単位 (上記以外)

- 地域体制強化共同支援加算(支援困難事例等の課題の協議会への報告)算定対象事業所を追加(※2と同じ)

## ③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。

## ②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月：200単位 モニタリング月：300単位
	(新) 通院同行	-	300単位
	(新) 情報提供	-	150単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	(新) 通院同行	-	300単位
	(新) 情報提供	-	150単位
その他加算	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

- 要医療児者支援体制加算等  
医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算		
行動障害支援体制加算	35単位	対象者あり：60単位 対象者なし：30単位
精神障害者支援体制加算		
(新) 高次脳機能障害者支援体制加算	-	

- 支給決定に際して市町村に提出された意思意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

# 障害者の意思決定支援を推進するための方策

## 意思決定支援の推進(運営基準への位置づけ)

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の基準において、以下の規定を追加する。

### 【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。**

### 【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- **利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮**しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での**適切な支援内容の検討**をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)に当たり、**利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には**、適切に意思決定支援を行うため、**当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握**しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、**利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認**する。

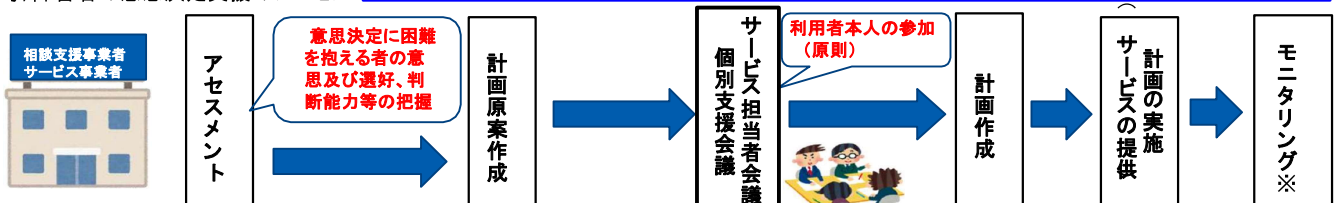
※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した**個別支援計画**について相談支援事業者への交付を義務付け。

### 【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

(参考)障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

## 虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算(所定単位数の1%を減算)を創設。

(参考) 障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## 身体拘束の適正化

○ 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

(※) 施設・居住系: 障害者支援施設(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練  
訪問・通所系: 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く)

(参考) 身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

## 本人の意向を踏まえたサービス提供(同性介助)

○ 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

# 地域移行支援

### ○ 対象者

- 以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者
  - 障害者支援施設、療養介護を行う病院、救護施設・更生施設、矯正施設又は更生保護施設に入所している障害者等  
※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
  - 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障害者

### ○ サービス内容

- 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談
- 地域移行にあたっての障害福祉サービスの体験的な利用支援
- 地域移行にあたっての体験的な宿泊支援

### ○ 主な人員配置

- 従業者  
・1人以上は相談支援専門員であること。
- 管理者

### ○ 報酬単価(令和3月～)

#### ■ 基本報酬

地域移行支援サービス費 (Ⅰ)	3,504単位/月
地域移行支援サービス費 (Ⅱ)	3,062単位/月
地域移行支援サービス費 (Ⅲ)	2,349単位/月

- (Ⅰ)の算定要件
- ① 社会福祉士又は精神保健福祉士、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を1人以上配置していること。
  - ② 前年度に地域移行した利用者が3人以上であること。
  - ③ 障害者支援施設又は精神科病院等と緊密な連携が確保されていること。
- (Ⅱ)の算定要件
- ① 上記①及び③を満たしていること。
  - ② 前年度に地域移行した利用者が1人以上であること。

#### ■ 主な加算

集中支援加算	障害福祉サービスの体験利用加算	宿泊体験加算	退院・退所月加算
利用者との対面による支援を月6日以上行った場合 500単位	障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合 開始日～5日目 500単位 6日目～15日目 250単位	一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合 300単位/日 夜間の見守り等の支援を行った場合 700単位/日	退院・退所する月に加算 2,700単位 精神科病院において、1年未満で退院する場合 +500単位/月
居住支援連携体制加算 居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合 35単位/月	地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度 居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合 500単位/回	ピアサポート体制加算 研修を修了したピアサポーター等を配置した場合 100単位/月	

○ 事業所数 318(国保連令和4年12月実績)

○ 利用者数 587(国保連令和4年12月実績)



# 地域生活支援拠点等の機能の充実

出典 厚生労働省 子ども家庭庁  
令和6年2月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 一部改変

○障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援 拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充 実を図る。

## ① 情報連携等のコーディネート機能の評価

○地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。(別紙参照)

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 **500単位/月** \* 拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限(地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援)



## ② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

○ 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 **100単位/日**

○ 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所(加算)100単位/日 \* 拠点位置づけのみ【見直し後】短期入所(加算)**200単位/日** \* 連携調整者配置

※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。(訪問系サービス等)

## ③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

○ 地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。

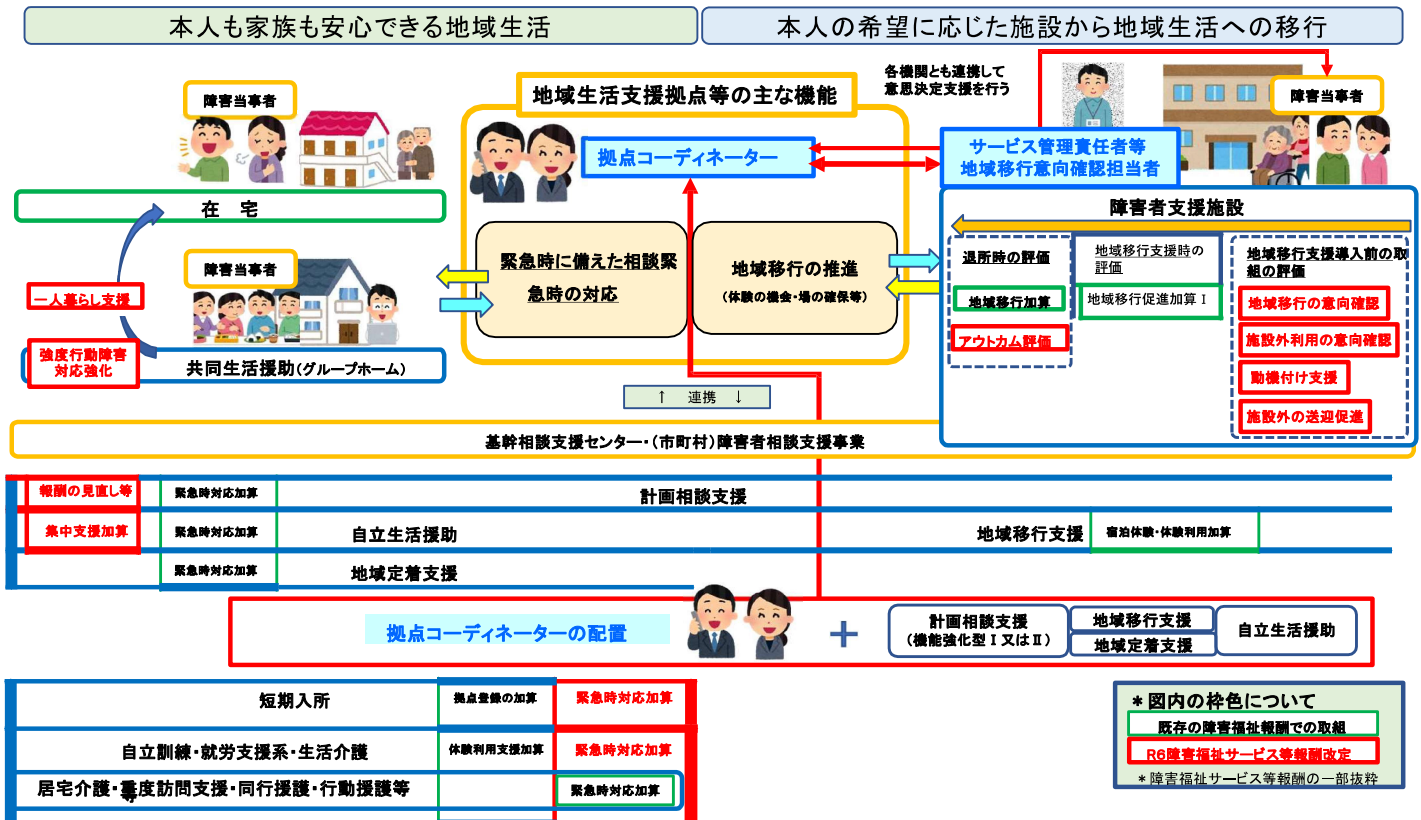
(1月に3回を限度)

【新設】施設入所支援 地域移行促進加算(Ⅱ) **60単位/日**



# 障害者支援施設からの地域移行に向けた取組の全体像(イメージ)

出典 厚生労働省 子ども家庭庁  
令和6年2月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 一部改変



# 障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

出典 厚生労働省 こども家庭庁  
令和6年2月6日障害福祉サービス等  
報酬改定検討チーム 一部改定

○ 障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

## ① 運営基準の見直し(地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認)

- すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。
- また、以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。
  - ①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること
  - ②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】  
地域移行等意向確認体制未整備減算5単位/日

## ② 基本報酬の見直し

○ 利用定員の変更をしやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上 60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149単位
61人以上 80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位

【見直し後】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
41人以上 50人以下	362単位	303単位	240単位	189単位	150単位
51人以上 60人以下	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位
61人以上 70人以下	301単位	252単位	202単位	166単位	137単位
71人以上 80人以下	295単位	247単位	198単位	163単位	133単位
81人以上	273単位	225単位	181単位	150単位	129単位

## ③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。
 

【新設】地域移行促進加算(Ⅱ) 60単位/日
- 前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。
 

【新設】地域移行支援体制加算 例:利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 9単位/日
- 送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

# 地域定着支援

### ○ 対象者

- 以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。
  - 居宅において単身で生活する障害者
  - 居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者
    - ※ 施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者も含む。
    - ※ グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については対象外。

### ○ サービス内容

- 常時の連絡体制を確保し、適宜居宅への訪問等を行い利用者の状況を把握
- 障害の特性に起因して生じた緊急の事態における相談等の支援
- 関係機関との連絡調整や一時的な滞在による支援

### ○ 主な人員配置

- 従業者
  - ・1人以上は相談支援専門員であること。
- 管理者

### ○ 報酬単価(令和3年4月～)

#### ■ 基本報酬

<b>地域定着支援サービス費</b>	体制確保費 定)	306単位/月(毎月算)
	緊急時支援費(Ⅰ)	712単位/日(緊急時に居宅訪問又は滞在型の支援を行った場合に算定)
	※地域生活支援拠点等の場合	+50単位/日
	緊急時支援費(Ⅱ)	95単位/日(緊急時に電話による相談援助を行った場合に算定)

#### ■ 主な加算

<b>日常生活支援情報提供加算</b> あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供を行った場合	100単位/回	<b>ピアサポート体制加算</b> 研修を修了したピアサポーター等を配置した場合	100単位/月
<b>居住支援連携体制加算</b> 居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合	35単位/月	<b>地域居住支援体制強化推進加算</b> ※月1回を限度 居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合	500単位/回

○ 事業所数 553(国保連令和4年12月実績)

○ 利用者数 4,043(国保連令和4年12月実績)